

原議保存期間	1 年（令和 8 年 3 月 31 日まで）
有 効 期 間	二種（令和 7 年 12 月 31 日まで）

各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 部 長
警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿
各 道 府 県 （ 方 面 ） 警 察 本 部 長
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長

警 察 庁 丁 保 発 第 1 6 4 号
令 和 6 年 1 2 月 2 3 日
警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法第13条の規定に基づく検査の実施要領について
（通達）

都道府県公安委員会の許可に係る銃砲及びクロスボウ（以下「銃砲等」という。）による事件・事故の防止等を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第13条の規定に基づく用途及び適正所持に関する検査の実施要領を別添のとおり定めたので、各都道府県警察にあっては、実施要領に沿った効果的な検査を実施されたい。

なお、「銃砲刀剣類所持等取締法第13条に基づく検査の実施要領について（通達」（令和5年12月22日付け警察庁丁保発第151号）は廃止する。

銃砲等の検査実施要領

第1 目的

本検査は、所持許可を受けている銃砲等ごとに、

- 所持許可に係る用途に供しているか
- 適正に所持されているか

を厳正に検査・調査し、適正とはいえない状況があればそれを是正することを目的としている。

また、所持許可に係る用途に供しているかなどを把握する中で、許可不適格者となるおそれがあると認められる者については、更に入念な検査・調査を行うことが危害防止の観点から重要である。

第2 体制、対象者、実施日等

1 体制

- (1) 本部主管課及び警察署は、検査が効果的に行われるよう各都道府県警察の実情に応じた体制を構築すること。
- (2) 検査に従事する者に対して、本要領に記載された点が浸透するよう教養を徹底すること。

2 対象者

銃砲等の所持許可を受けている者全員を対象に実施すること。

なお、本検査期間中に銃砲等の所持許可の更新を受ける者（更新を受ける予定の者を含む。）については、同更新時に併せて本通達に基づく検査を実施することも差し支えない。

3 計画的な実施日の選定

- (1) 令和7年3月1日から同年12月31日までの間に、全ての対象者が一度受検することができるよう実施日を選定すること。
- (2) 対象者の人数に応じた日数を確保するとともに、会場の選定など対象者が受検しやすくなるよう配慮すること。
- (3) 検査に際しては、対象者の更新申請も含めた検査の間隔が1年を大幅に超えることがないようにすること。
- (4) 対象者には、検査の日時、場所、持ち物等を事前に通知すること。

4 方法

対象者本人に銃砲等を持参させた上で、対面により行うこと。

5 事前準備

所持許可申請時の調査結果を確認するなどして、検査の参考となる情報を整理しておくこと。

第3 検査項目等

1 用途に供しているか

- (1) 対象の銃が猟銃の場合は、法第10条の5の2の帳簿及び火薬類譲受許可証に記載された事項並びにこれらについての対象者の説明を照らし合わせるなどして、猟銃ごとに所持許可に係る用途に供しているかについて確認すること。

また、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途で所持許可を受けている者が、当該用途に供するため猟場に出かけたが獲物の発見に至らず発射していない場合や、発射はしたが帳簿に狩猟又は有害鳥獣駆除の別が記載されていない場合等、帳簿等に記載された事項のみでは当該猟銃を所持許可に係る用途に供しているかについて確認できない場合は、対象者に当該猟銃の使用実績報告書を提出させ、所持許可に係る用途に供しているかについて確認すること。

- (2) 対象の銃が空気銃又はクロスボウの場合は、空気銃又はクロスボウごとに使用実績報告書その他の提出書類に記載された事項と対象者の説明を照らし合わせるなどして、空気銃又はクロスボウごとに所持許可に係る用途に供しているかについて確認すること。

- (3) 同一の用途に供する目的で同種の猟銃、空気銃又はクロスボウ（以下「猟銃等」という。）を複数丁所持している場合には、猟銃等ごとに真に当該用途に供する目的や具体的計画があるか、当該用途に供した使用実績があるかなどについて厳正に確認すること。

- (4) 対象の猟銃に替え銃身がある場合であって、複数の種類（銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）による改正後の法第3条の13第4号に規定するライフル銃（以下「新法ライフル銃」という。）又は新法ライフル銃以外の猟銃の別をいう。）の銃身がある場合には、帳簿に記載された当該猟銃で使用された実包の種類（単弾又は散弾の別をいう。）を確認するとともに、その出納状況及び対象者の説明を照らし合わせるなどして、特に、新法ライフル銃の銃身を使用しているかについて確認すること。

- (5) ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃を含む。以下同じ。）（標的射撃の用途に供するため許可を受けているものを除く。）については、クマ、イノシシ、シカ等の大型獣類の捕獲等に適するものであるところ、ライフル銃をその特性に沿った用途に供しているか（鳥類の捕獲等の用途にのみ供していないか）について確認すること。

- (6) 事業に対する被害を防止するため特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分

を超えないもの。以下同じ。)による獣類の捕獲等を必要とする者として「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について(通達)」(令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号)第2に基づき特定ライフル銃の所持許可を受けている者については、使用実績報告書等により捕獲活動実績を確認すること。

2 適正に所持されているか

- (1) 対象者の住所等の人定事項、銃砲等の種別、番号等が許可証の記載内容と一致しているか確認すること。
- (2) 弾倉容量は、模擬弾等の資器材を活用するなどして、法令で定める基準が遵守されているか否か確認すること。
- (3) 銃身長及び銃全長の測定については、銃の同一性に疑義が生じた場合に測定すること。
- (4) 銃腔に腔旋を有する猟銃で、銃腔における腔旋が占める割合に疑義が生じた場合は、ライフルボアスコープ等の機器による腔旋を有する部分の長さの測定、その他猟銃等製造業者又は銃身加工業者等に対する調査等を行い、対象者が所持可能な猟銃であるかについて確認すること。
- (5) 翌年以降の検査等を効率的に行うことができるよう、所持者の了解を得た上で、銃の写真撮影をしておくなど資料化を図ること。
- (6) 猟銃の所持者については、実包の消費状況等の必要な事項を帳簿に記載し、最終の記載をした日から3年間保存しているかについて確認すること。
- (7) 銃砲等の保管設備、保管方法等について聴取し、適正な保管がなされているかについて確認すること。

また、当該銃砲等について保管の委託がなされている場合には、「警察共通基盤システムによる銃砲登録照会業務実施細則の改正について(通達)」(令和6年12月23日付け警察庁丁保発第163号ほか)に基づき、銃砲照会業務システムに保管の委託がなされている旨を登録すること。

3 所持許可不適格者の発見

- (1) 面接の際には、前記1及び2について形式的な聞き取りを行うことにとどまらず、家族の問題、健康状態、生活状況の変化等についても可能な限り聞き取るとともに、会話の様子等をよく観察することにより、対象者が欠格事由に該当するに至っていないか確認すること。
- (2) 前記1、2及び(1)の検査・調査を通じて、所持許可不適格者となるおそれがあると認められる者については、更に聞き取りを行うなど継続した調査を行い、調査結果に応じた措置を検討すること。

第4 検査実施上の留意事項

1 指導内容の記録及びその活用

対象者に個別に指導を行った場合には、その内容を記録し、次回の検査や所持許可更新時に指導事項の改善状況を確認すること。

2 事故防止

- (1) 実包及びクロスボウの矢は、検査会場に持ち込ませないこと。
- (2) 事故を防止するため、以下の事項を検査場所に明示するとともに、検査前に確認すること。
 - ア 安全装置を施すこと。
 - イ 実包や矢が装填されていないことを確認すること。
 - ウ 銃口及びクロスボウの先端を人に向けないこと。
 - エ 用心金に指を入れないこと。
 - オ 元折銃は銃を折り、自動銃等は遊底を開き機関部を開放し、着脱弾倉がある場合にはこれを取り外すこと。
- (3) 検査を行う銃砲等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。

4 対象者に対する指導等

- (1) 1年以上所持許可に係る用途に供していない猟銃等を認めたときは、具体的な使用計画を聴取し、計画の内容に応じて譲渡、廃棄等の意向を確認すること。

また、2年以上所持許可に係る用途に供していない猟銃等を認めたときは、所持許可の取消し又は所持許可に係る一部の用途が当該所持許可に係る用途に含まれないものに変更すること等について検討すること。
- (2) 長期出張又は長期入院が予定されている者等のうち、猟銃等の保管管理上問題があると認められる者については、盗難防止のため猟銃等保管業者又はクロスボウ保管業者（以下「猟銃等保管業者等」という。）に保管を委託するよう指導するとともに、危害防止上の必要性が切迫していない場合であっても、必要に応じて猟銃等保管業者等に保管を委託することができるとを周知すること。
- (3) 前記(1)及び(2)のほか、所持許可に係る銃砲等や実包の保管状況等に疑義が生じた場合は、更に踏み込んだ聞き取りや立入検査を行い、その状況等について確認すること。
- (4) 検査の日から1年以内に所持許可の有効期間が満了する者に対しては、所持許可の更新が近い旨を注意喚起すること。

5 猟銃安全指導委員を検査に従事させる場合

- (1) 猟銃安全指導委員証を携帯させるとともに、腕章を着用させること。
- (2) 銃身長の測定その他の技術的事項についての協力以外の検査には従事させないこと。
- (3) 当該委員が所持許可を受けている猟銃の種類以外の種類の猟銃の検査に

は従事させないこと。

第5 検査を受けなかった対象者に対する対応

1 対象者と連絡が取れない場合

対象者及び銃砲等の所在を確認し、検査を受けさせること。正当な理由なく検査を忌避するなど法違反が認められる場合は必要な対応を検討するとともに、危害防止のための必要な措置を講ずること。

2 正当な理由があり、検査を受けなかった場合

日程を再調整し、検査を受けさせること。

以 上